

当別町地域公共交通網形成計画の策定について

当別町では、地域で運行されているバスの一元化により限定された利用者から誰もが利用できる仕組みを構築し、地域の足を確保するため、平成 18 年度から官民共同によるコミュニティバス「ふれバ」の実証運行を開始しました。

平成 19 年度には、少子高齢化が進むなかで高齢者や子どもを含めた自家用自動車等の移動手段を持たない人の移動手段を確保するため、「当別町地域公共交通総合連携計画」を策定しました。

国においては、人口減少と公共交通を取り巻く環境が厳しさを増しているなかで、地域社会の活力の維持・強化のため、地方公共団体が中心となり、関係者との合意形成のもとで、交通に係る環境負荷の低減及び観光振興との一体性の確保、まちづくりとの連携、面的な公共交通ネットワークの構築が重要となることから交通政策基本法の制定及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正が行われました。

このため、当協議会では、改正された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき「当別町地域公共交通網形成計画」を策定し、将来を見据えた持続可能な地域公共交通の施策の推進に取り組みます。

【課題】

現在、コミュニティバスの運行開始から 10 年が経過し、この間に B D F の活用やモビリティ・マネジメントの実施により住民の公共交通に関する意識向上や利用促進に努めるとともに利用者の利用状況に応じたデマンド型交通の導入等も行ってきましたが、少子高齢化や人口減少等の影響により、地域別利用者数の増減の差が大きくなっております。

また、未だ解消されていない交通空白地域への対応や JR 札沼線の路線維持困難区間の指定、高齢者に対する公共交通サービス拡充等の課題がある。その課題解決に向けた町内全体の交通網について、総合戦略や CCRC 構想等の町政策を踏まえた再構築をする必要があります。

平成 19 年度：当別町地域公共交通総合連携計画策定

平成 21 年度：当別町地域公共交通総合連携計画改定

平成 29 年度：当別町地域公共交通網形成計画策定（予定）

地域公共交通網形成計画策定スケジュール（案）

平成28年12月	事前要望調査
平成29年2月	交付予定額の通知
平成29年4月	交付申請
平成29年5月	交付決定
	コンサル業者と委託契約
平成29年6月	平成29年度第1回当別町地域公共交通活性化協議会
平成29年9～11月	調査事業（アンケート及びヒアリング等）
平成29年10月	平成29年度第2回当別町地域公共交通活性化協議会
平成29年12月～	
平成30年2月	計画案とりまとめ（パブリックコメント含む）
平成30年1～2月	平成29年度第3回当別町地域公共交通活性化協議会
平成30年2月	計画策定
平成30年3月	実績報告
平成30年4月	補助金交付

基本的考え方

民間事業者の事業運営にともすれば任せきりであった従来の枠組みからの脱却



地域公共交通の再定義

- ▶ 地域の総合行政を担う地方公共団体が先頭に立って
- ▶ 関係者の合意の下で
- ▶ まちづくりと一体で
持続可能な地域公共交通ネットワーク・サービスを再構築

ポイント

まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保
地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成
地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせ
広域性の確保
住民の協力を含む関係者の連携
具体的で可能な限り数値化した目標設定

地域公共交通網形成計画の記載事項

①問題点の把握

- 地域公共交通に関するニーズや課題はそれぞれの地域によって多種多様であるため、**地域の真のニーズやその地域の抱える問題を精査**した上で検討を行う必要がある。

基本的な方針

- 地域が目指すべき将来像とともに、その中で公共交通が果たすべき役割を明確化した上で、公共交通の活性化・再生に向けた取組の方向性を定める。

- 1 まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保

- 地域戦略と一体で地域公共交通を考えることにより、人々が集う拠点や観光スポットにおける公共交通の利便性を高め、地域公共交通のサービス充実と利用者増加とを一体で実現。
- 医療、福祉等の都市機能の集積と公共交通沿線への居住の誘導によるコンパクトなまちづくりの実現のため、多様な交通サービスの導入と有機的な組合せなどの公共交通の再編を一体的に展開

- 2 地域全体を見渡した総合的な公共交通網の形成

- **地域全体の公共交通をネットワークとして総合的に捉え、交通機関相互の連携を十分に図る**とともに、公共交通網の効率性を向上。
- 公的支援のあるサービスは公的支援のないサービスを補完するものとして位置付け。

- 3 地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせ

- 人口密度や自然条件等の地域特性に応じ、**多様な交通手段を有機的に組み合わせ、身の丈に合った新たな地域公共交通網**を形成。

- 4 住民の協力を含む関係者の連携

- 地域公共交通は、コミュニティの形成に当たって不可欠な地域の共有財産。
- 住民のニーズを的確に反映させるだけでなく、住民が主体となって公共交通を考え、さらには運営にも関わるといった積極的・継続的関与を行うことが必要。

地域公共交通網形成計画の記載事項

区域：広域性の確保

- 当該地域の住民の通勤、通学、買物、通院といった日常生活に関して形成される交通圏を基本とすることとし、**個別・局所的にならない**よう留意。
- 区域の検討に当たり、交通圏の範囲が複数の市町村にまたがる場合は、関係市町村や都道府県が連携して取り組む。

具体的で可能な限り数値化した目標設定

- 公共交通サービスが現状においてどのレベルにあるかをできる限り客観的に認識した上で、関係者が共通認識を持って取組を推進することができるよう、**地域が自らの目指す方向性を具体的な数値目標として明示**。
- 公共交通の利用状況に関する目標は、その達成自体が地域の将来像の実現に直結するものではない点に留意。

事業・実施主体

- 計画区域における地域公共交通を一体的に地域公共交通網形成計画の対象とした上で、目標達成のために提供されるべき公共交通サービスの全体像を明らかにする。
- これらのサービスの実現に必要な事業・実施主体を整理し、計画に記載。（既存路線の維持といった継続的な取組や、民間事業者による自主事業も含め、**目標達成のために必要となる事業を網羅的に記載**）

達成状況の評価

- 計画に掲げた目標の達成状況の評価に加え、計画に記載した各種事業についても、**実施状況を把握し、効果的・効率的に実施されているかどうかを定期的に評価することが重要**
- 地域公共交通が、定量的に把握することが困難な価値や外部効果を有することにも留意

期間

- 計画期間は、5年程度を原則とするが、形成計画の目標として定める内容や地域の実情等を踏まえて、柔軟に設定することを妨げない。
- まちづくりに関する事業の中には、事業期間が長期間にわたるものもあるため、形成計画は、計画期間を超えて中長期的に地域が目指すべき将来像も念頭におきつつ、作成することが適当。